



東京圏国家戦略特別区域会議 殿

平成30年5月30日付けで申請のあった東京圏の国家戦略特別区域に係る区域計画(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第8条第1項に規定する区域計画をいう。)の変更について、平成30年6月14日付けで同法第9条第2項で準用する同法第8条第7項の規定及び同法附則第3条の規定に基づき認定する。

内閣総理大臣

安倍晋三

